5. 試験科目の一部免除と免除の根拠となる証書

以下の①~⑥に該当し、かつ(イ)~(二)の科目免除の根拠となる証書の写しを受験願書に貼付して受験申 請をした方は、試験科目が一部免除されます。①~⑥のいずれにも該当しない方及び科目免除の根拠となる証 書の写しを貼付していない方は全科目受験となります。

- ①国内旅行業務取扱管理者有資格者
- ②令和元(※)・令和2・令和3年度 総合旅行業務取扱管理者 研修 「海外旅行実務」修了者
- ③令和元(※)・令和2・令和3年度 総合旅行業務取扱管理者 研修 「国内旅行実務」修了者 ※令和元年度については、2頁下段「令和元年度の研修修了証を有効とする対象者」を参照
- ④令和2年度 総合旅行業務取扱管理者 試験 「海外旅行実務」科目合格者

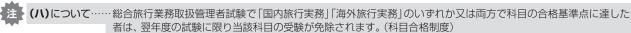
⑤令和2年度 総合旅行業務取扱管理者 試験 「国内旅行実務」科目合格者

⑥地域限定旅行業務取扱管理者有資格者

			受験区分	必要な科目免除の根拠 👢
			(試験時間及び試験科目は、1 頁を参照してください。)	となる証書
1)	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分E】	(イ)
1 · 2	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分F】	(イ) ⋅ (□)
1 · 4	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分F】	(イ)・(ハ)
2	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分B】	(□)
2 · 3	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分D】	(□)
2 · 3 · 6	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分F】	(□) · (□)
2 · 5	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分D】	(□) · (八)
2 · 5 · 6	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分F】	$(\Box)\cdot(/\backslash)\cdot(\Box)$
2 · 6	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分H】	$(\Box) \cdot (\Box)$
3	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分C】	(□)
3 · 4	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分D】	(□) · (八)
3 · 4 · 6	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分F】	$(\Box)\cdot(/\backslash)\cdot(\Box)$
3 · 6	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分E】	(□) · (□)
4	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分B】	(八)
4 · 5	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分D】	(八)
4 · 5 · 6	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分F】	(八) ⋅ (二)
4 · 6	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分H】	(八) ⋅ (二)
5	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分C】	(/\)
5 · 6	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分E】	(八) ⋅ (二)
6	のみに該当	\Rightarrow	【受験区分G】	(二)
いずれにも該当しない方 ⇒		\Rightarrow	【受験区分A】	なし

・科目免除の根拠となる証書

- 国内旅行業務取扱主任者認定証 又は 国内旅行業務取扱主任者試験合格証 (合格通知書は不可) 若しくは国内旅行業務取扱管理者試験合格証 (合格通知書は不可) の50%縮小コピー
- (ロ) 令和元(※)・令和2・令和3年度総合旅行業務取扱管理者研修修了証(結果通知書は不可)の80%縮小コピー
- (八) 令和2年度総合旅行業務取扱管理者試験結果通知書(「科目免除通知番号」が記載されている面)の80%縮小コピー
- (二) 地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証(合格通知書は不可)の50%縮小コピー
- 注)縮小について…例えば「50%に縮小」とは、縦・横の長さがそれぞれ50%になり、証書の面積は25%になります。 (コピー機の機種によっては設定が異なることがありますので、所定の枠内に収まるように縮小してください。)
- ※ 今和元年度の研修修了証を有効とする対象者:次の1.~3.のいずれかに該当する者に限ります。
- 令和元年度 総合旅行業務取扱管理者試験に宮城・東京会場を試験地として出願した者
- 2. 令和元年度 総合旅行業務取扱管理者試験に宮城・東京会場を除く会場を試験地として出願した者で、台風 19号の影響により受 験できず、かつ当協会が受験手数料の返金をした者
- 3. 令和元年度 総合旅行業務取扱管理者試験に宮城・東京会場を除く会場を試験地として出願した者で、台風 19号の影響により受 験できず、かつ令和2年3月の宮城・東京会場での再試験を申請した者



なお、この制度では「総合旅行業務取扱管理者試験」と「国内旅行業務取扱管理者試験」との相互免除はありません。 たとえば、国内旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」に科目合格しても、翌年度の総合旅行業務取扱管理者 試験において「国内旅行実務」の受験は免除されません。